

令和3年1月14日

催事主催者様

福岡県による緊急事態措置をふまえた  
1月16日から2月7日迄の施設のご利用制限等について

(公財)アクロス福岡  
施設サービスグループ

令和3年1月13日に福岡県より出された緊急事態措置をふまえた施設利用制限の目安を下記のとおりとさせていただきます。

1. ご利用については収容定員の50%以内の参加人数を上限とします。
2. 使用時間は20時までとします。
  - 1) 使用時間とは「公演時間」をさし、撤去時間は含みません。
  - 2) 会議室における社内会議等については会議終了時間を20時としてください。
  - 3) 練習室のご利用については練習終了時間を20時としてください。
3. 上記1. 2. については、令和3年1月16日以降に申請されたご予約について適用されます。

1月15日時点で施設利用の予約が行われている場合は、この限りではありません。ただし、有料イベント等については、チケットが販売済みの場合に限りです。1月16日以降、収容定員の50%を超過するチケットの新規販売の停止をお願いします。また、催事内容にかかわらず収容定員の50%以内、使用時間20時までについてのご協力、ご検討をお願いします。
4. 上記の適用期間は令和3年1月16日（土）から2月7日（日）までとなります。

2月8日以降の対応については、あらためてお知らせいたします。
5. ご利用にあたって、本件以外のご利用制限等については令和2年11月27日付け「新型コロナウイルス感染症対策に係る12月1日以降における施設のご利用制限等について」に記載の感染症対策等のご利用条件や取消料金減免措置等が引き続き適用されます。

本件に関するお問合せ先  
(公財)アクロス福岡 施設サービスグループ  
TEL : 092-725-9113 / FAX : 092-725-4621  
E-mail : riyous@acros.or.jp